

野尻若宮八幡宮文書解題

岡田つかさ

一 野尻村と若宮神社について

この野尻村は現在の京都府八幡市にある。近世は、山城国綴喜郡に属し、淀藩領であり、藩主は永井氏、石川氏、戸田氏、稲葉氏と変遷した。元禄二年（一六八九）の山城国高付帳（石田家蔵）によれば、当時の石高は約一五四石であった。「村誌」によると、木津川中央を寺田村との境としており、北は上津屋村、西は内里村、南は岩田村に耕地を境として接している。また岩田村と上津屋村に田畑の飛び地を有している。村内には奈良街道や木津川が通り、岩田村界から上津屋村界にかけて堤防がある。村の戸数は本籍が二四戸、社が一戸（村社）、浄土宗の寺が一戸であり、合計して二六戸である。人口は百三六口で、その内訳は男が七二口、女が六四口である。物産としては綿が挙げられ、おもな生業は農業である。

次に若宮八幡宮についてみていく。この社は集落北方にあり、祭神は仁徳天皇で例祭は一月一五日である。現存する嘉永二年の石燈籠には「若宮八幡宮」とあり、近世からの社名である。また同燈籠には、「渋谷昌平 宣直」と書かれており、「氏神拝殿普請新建入用記」にもその名が見受けられる。

最後に文書について紹介する。野尻若宮八幡宮文書は、写真も含めて合計四七点あり、若宮八幡宮が所蔵している。年代のわかっている文書としては、文禄二年（一五九三）から昭和五〇年（一九七五）のものまで存在する。その内、文禄期のものが一点、文政期一点、天保期五点、弘化期一点、嘉永期一点、明治期九点、大正期二点、昭和期一六点であった。文書の内容としては、祭礼のこと、拝殿の普請や新建について、枯木の伐採、また氏子僧徒名簿や事務検閲簿、領収証などがある。このなかで「山城国綴喜郡氏神宮座書物入佃田野尻村」の包紙に一括されていた「信語」、「若宮八幡宮御座定目録」、「氏神拝殿普請新建入用記」、「氏神祭礼定常例記」を翻刻した。以下、翻刻史料の概要や特徴について述べていきたい。

二 「信語」

この「信語」では、神のありがたさを説き、信心を促すことが述べられている。後半部分では、源頼朝が吾妻（関東）の渋谷というところに正八幡宮を勧請し、その後渋谷を名乗る人たちが正八幡宮にちなんで若宮八幡宮を勧請したということが書かれている。史実は不明であるが、宮の由緒に正統性を持たせるため書かれたと考えられる。実際に座の構成員は渋谷姓が大半を占める。

三 「若宮八幡宮御座定目録」

本史料では主に座の歴史と規定が綴られており、内容は次の通りである。最初に天保六年からの「氏神境内植木之覚」や「御登焼献納」

神名や神紋を記す。次に当社には神社社坊はなく、昔から座の当座(当屋)が宮に關することを勤めてきたとする。「座中名前之外」は入座できず、また座の始まりは天正一八年(一五九〇)九月であり、寛保二年(一七四二)八月に名前を改めたとある。

この当座に關する記述として、当人に就任する際の儀礼について書かれている部分がある。村の座中で「当人」(世話役)となる年には、座入りとしてその年の九月一五日に氏神へ「御十二燈御酒鏡」を献上し、座中は下袴で着座し、拜殿で「御酒洗米」をいただく。そして当座へ帰り、奢りの無いように食事をふるまう。その翌日、「御鏡餅開キ」をして村中へ配る、という内容である。

この当座就任の儀礼は、隣接する城陽市の平川地区にも存在し、一年交代の輪番で当座をつとめる制度がある。引き継ぎを行う際は、掛け軸や帳箱などを次の当座の家へ持っていく。また『京都古習志』には「当座になると九月中に石清水八幡宮に参り御水を頂戴してきて、床間で白酒黒酒を醸した」、「一家を相続すると餅を配り襲名の挨拶をして入座する制である」とあり、多少の類似点が見受けられる(現在は伝承されていない)⁵⁾。

次に「御火焼」という行事が毎年一月一五日に行われている⁶⁾。「御火焼」では、供物を調達するために、元銀百匁を株方へ預け、利息六匁を使用する。まず同月一日は伊勢講の日となるので、村の「休日」としている。次に「式又まんづう」六〇個、「式又白もち」六〇個、みかん八〇個を用意し、「小割木三束」を買う。当座は下袴で「太鼓鍵」を持参し、「御火焼講」に立ちあう。そして神前へ供え物をし、「松小

割木三束」を組み合わせ、朝五時ごろ焼付の火を清め、参詣して太鼓を打つ。それが済むと座中へまんじゅうを二つ、餅を二つ、みかんを三つ、計七つずつ配り、村中へその三品を五つずつ配る。一五歳以下の子どもへは、三つずつ手渡すとしている。一九九〇年代の城陽市内では、一月〜二月頃「オヒタキ」として久世、平川、富野、観音堂地区で子どもにみかんと餅を配っている(観音堂地区は現在みかんとパンになっている)。野尻村の場合、まんじゅうを配っているのが特徴といえるだろう。

四 「氏神拜殿普請新建入用記」

これは、天保五年(一八三四)から同六年(一八三五)にかけて氏神である野尻八幡宮の拜殿を新建する際の史料であり、内容について記載順に概説する。

最初に、大工からの願書が記されている。大工を「岩田村喜兵衛」、「村方人足触」を下役の文吉が務め、地頭である淀藩並びに中井岡次郎へ願書を出し、許可をもらっている。この中井岡次郎は、京都の大工頭中井氏だと思われる。当時(天保五年)の発記は渋谷清右衛門平宣直で、当座は渋谷五左衛門であった。新建する理由は、これまでに拜殿で神事や神祭を行ってきたが、雨が降ると具合が悪くなってきたため、新しく瓦を葺くに至ったとしている。これらのことは、淀藩の寺社奉行にも伝えている。出来上がりの際にも、「寺社御役所」へ伝えている。次に、天保六年四月の宮参り、改名に關する村の「定」が記される。続く「寄進之覚」では、新建、棟上げ、地搗ぎにあたって寄進された

ものが記されている。銭や銀、瓦や木材のほか、握り飯や酒、煮染めなどもある。

また「入用覚」では必要な代金や祝儀が書き付けられている。内訳としては願出に必要な代金や木材代、釘代、瓦代など建築関係のものや、米代や酒代などが挙げられる。

その後、「借用銀覚」「神社出来御見分献立」が続き、最後に「氏神有物記」として神社が所有しているものの書付がある。田や座、氏子の軒数や鳥居、燈籠の数、また手桶や塵取、藁薦など細かいものまで記されている。後にそろえるものに関しても、忘れずに調べておくようにとある。

この史料は一部書き継がれており、末尾には嘉永二年三月に石燈籠建立、嘉永七年六月の「大地震二面石鳥居折再建」が記される。この石燈籠は、鳥居前にある二基①②にあたり、野尻村氏子中と大阪の山中屋源助が寄進したものとされる。この石燈籠の費用は八八八匁、寄進が四一三匁余、残りが不足と記される。この不足分は山中屋源助が寄進した可能性がある。鳥居の銘文には、天正一八年（一五九〇）の宮の記録に存在し、嘉永七年六月の大地震で倒れて折れ、九月に再建したと記す。これらは文書史料と石造物が一致した事例と言える。

五 「祭礼定常例記」

この史料は、神社の修復料や、座入、当家の勤めなどが記載されている。その中にみえる木津川の洪水について述べていきたい。

史料によると、嘉永五年（一八五二）七月二二日の大風雨により洪

水が起こり、木津川の堤が破壊された。しかし大住村、岩田村、野尻村はその水難を逃れた。これは神の御恵みであり、安全に暮らせることはとてもありがたいという記述がある。

木津川の水害は、天正一八年（一五九〇）から明治元年（一八六八）の間に八〇回起きていた。この嘉永五年の洪水に関しては、「嘉永五子歳六ガ池切ノ記」によると、木津川筋で二四カ所の堤切れがあったという。洪水は富野荘の平地のほぼ全域を襲い、家屋の浸水や流失だけでなく、田畑にも水や砂による被害を与えた。そのような中で水難を逃れたということは、信仰心を高める要因になったと思われる。

そのほか、提灯の張り替えには宮の余っているお金を使うことや、銀が余った場合は「年八朱」の利息で当家が預かり、年末に次の当家へ渡すことなどが記されている。

註

- (1) 『日本歴史地名体系二六 京都府の地名』平凡社、一九八一年、一八六頁。
- (2) 京都府立総合資料館蔵、文化遺産叢書三集『八幡地域の古文書と石清水八幡宮の絵図：地域文化遺産の情報化』京都府立大学歴史学科、二〇一〇年、一五三頁。
- (3) 文化遺産叢書四集『八幡地域の古文書・石造物・景観：地域文化遺産の情報化』京都府立大学文学部歴史学科、二〇一一年、九八頁。
- (4) 現東京都渋谷区か。寛治六年(一〇九二)源義家が勧請したと伝える金王八幡宮がある。
(出典：『日本歴史地名体系一三 東京都の地名』平凡社、二〇〇二年、七二八頁)
- (5) 城陽市民俗調査報告書第一集『ムラのしくみ・なりわい・いのり』城陽市歴史民俗資料館、一九九五年、四八頁。
- (6) 御火焚のこと。陰暦一月八日に京都を中心に行われた神事。神社では神前に新穀の神饌と神酒をそなえ、神楽を奏し庭上で清火をたく。
- (7) 前掲、『八幡地域の古文書・石造物・景観：地域文化遺産の情報化』九八頁。
- (8) 前掲、『八幡地域の古文書・石造物・景観：地域文化遺産の情報化』九七頁。
- (9) 水本邦彦「江戸時代の木津川水害」京都府立大学『南山城地域学術調査報告』一九九〇年、四頁。
- (10) 『史料が語る城陽近世史―第二集 富野荘地域編―』城陽市教育委員会、一九八五年、一〇四頁。
- (11) 現城陽市字富野・長池。

史料一 信語

(表紙)

「 信語 」

宇治皇子と八幡兄弟

二神一名也

古へより奉勸請^{〔1〕}当所氏神若宮八幡宮ハ、其上人王十七代之御門難波之帝仁徳天王奉移崇敬者也、御神心深く蒼生^{〔2〕}を憐ミぬ(ママ)ひ三年之調を民尔下し給わりし頃、民間歓悦し其有難さいかはかりと勇ミ賑ふ時、楼閣尔登らせ給ひ民を歎ひ勇を御詠めたまひ、其時乃御制衣尔高紀屋に登りて、見れハ煙たつ、民乃竈の賑尔けり、よみ給ひし有かたさは昔王代より今尔及ひて、古今無双の御神なりと奉尊敬者也、昔より斯地は村方堅固無変尔して、只一凶に野業を専に励稼働勤る事第一にして他二並ひなし、心緩まさずさへ行なへハ、神の御恵ミを受るなり、依之其後に佃(ツクダノ)庄と号ス、かく哥に、
たつくりの里乃宮居に

なには津の

すめ太神(ヲ、カミ)を

殿(イサ)く尊き、

然ルに頼朝公吾妻渋谷ニ正八幡宮勸請あり、其後斯地に渋谷のぬし若宮八幡宮を奉勸請と聞伝る、世に疑ひなし、しるべ書記すへし、氏神

大切に守護すれハ五穀成就家内安全子孫長久厄難即滅永代無変富豊万徳者人々信心ニ応すへし、朝暮日夜怠らず堅固に只々信心するへし、

天保六年

神慮

未九月

趣記之

史料二 若宮八幡宮御座定目録

(表紙)

「若宮八幡宮

御座定目録

佃庄

野尻村

」

氏神境内植木之覚

天保六年未^〆 松 栂 柏 梅 楓 椎 槇 楠 肉桂 柳 植

之 天保十五年迄渋谷清右衛門、山茶花

従天保六年酉 御登(カ) 焼献納

渋谷清右衛門宣直

御登(カ) 焼講名前

(印)

兵四郎

平蔵

源四郎

藤兵衛

平四郎八座二入

山城綴喜郡野尻村

佃庄

氏神

若宮八幡宮

御紋十六菊并橘

鎮主

御紋三巴

高良大明神

前殿二

御紋

渋谷金王麿社

向ひ鶴の丸

右当村何連之非技郷二一村一本之所也

一当社ニおゐて神主社坊等無御座、又何連之持与申儀茂一切無御座、

従往昔年々廻りニ相勤候、座当家を是為此神夫与宮掛り諸事不寄何

事ニ座支配也、御上之願ハ庄屋掛り諸人用ハ氏子一同ニ相掛ケ候事、

但有多少

一座中名前之外ハ縦イ同家たり共入座一切不相成候事、御座始り天正

十八年丑九月、其後改寛保二年庚戌八月二名前左之通

渋谷喜左衛門

渋谷太兵衛

座中

渋谷平四郎

渋谷清治

前川九左衛門

寛保二年

庚戌八月日

御座祭礼之式

毎年九月朔日、当家者鎮火ニ而心穢不可入不淨

之輩事、每座同四日卯之上刻座中江呼使上下ニ而着参之事、

御座定式入用之物

当家之床二

切注連

藁薦三枚

壹枚ハ当家之床

壹枚ハ御神前

壹枚ハ市殿遣

御幣三本

神前二 对

壹本ハ御湯遣イ

外ニ湯笹

对

末切葉竹四本東西正面江切注連張正面二苜を下ケ置也

土器盃三枚

右神折敷入

同 土器ニ洗米

散米 凡白米式合程

神折敷入

御幣湯笹切注連祇市殿

被仕立候事、

御湯之節村中不残御拾貳銅

湯料 市殿へ黒米五升

御供物

脇柴栗

御膳三宝三膳 向附柿

御供

鎮主貳社 右同断

并二壹社 金王磨社

御拾貳燈^⑤献し御湯を上其上座中江戴鈴、其外参詣之者江茂戴鈴之事、

御湯無滞相濟候上、座中互二挨拶致し土器二而御酒戴キ当家^⑥翌年之

当家江盃共当渡し之事、附り塗盃間酒二而組重人精進盃順廻央二不成

納盃内座当人御幣を向ひ市殿与共二帰宅之事、跡二而酒宴有、宜敷頃

見合宮へ呼使

当家へ着座之事

御注連を張

座敷床二三宝を

引備鋸御燈明を上

座中拝を致し其上

本膳

盛分白酢

鱈

大こん

ミしま

生かちくり

しいたけ

さかな

けん

香乃物 白づけ

たくあん

飯

平 柚

松たけ

かしら芋

串貝

焼もの せんば

しいら

二節切

中酒 宮御酒肴共兼

此時硯ふたなし

したし物

組重

醤油牛蒡

こんにゃくいり付

硯蓋

かまほこ

色生か^⑦

煮染 品

五種

すまし

汁

棒たら

刻こんぶ

引物 めしろ

切身いり附

水豆腐

松茸

御茶 菓子 柿

右之通従前之定例如斯事、九日早朝二氏神へ当家御幣納ニ参り候也、
久右衛門を御供上ル、先例依此引合ニ伊勢太夫宿頼有

一往昔八座中下羽織ニ而相勤来り候処、文政七年申二座内下羽織ニ而
ハ神を更ニ敬ふ儀ニあらずと申出シ、又座内村中茂檢約之時節奢と
も申当役ニ相尋候処、座内之上下着茂尤先規通りと被申候茂、尤非

檢約ニ候得共今以奢之様ニ相聞へ候而も世間之様子如何処乍併餅神
を敬ふ之儀不留之里（由力）心痛之沙汰、其内二人之申ニハ兩用
双方共御尤論じて事不相分是ハ二儀御圖ニ致し候へハ、互ニ無難様
与相成、依之神慮相窺之事御圖ニ上下着与為被上候ニ付、当年上下
着座之事、

右ニ付恵拜一首 宣直

上下にすれバ一応右左り

神慮に叶ふ是かまこと

家

一文政十年亥九月を始而座中焼灯六張出来致し候事

一文化十三年亥大住堤切を明子の子迄拾三年之檢約

鱈 すいき 焼もの 座衆斗

むき豆 しいら

かつを

御酒宮斗座敷ニ而無御座候

始り

一天保五年午七月拜殿新規建立之願イ相叶、桁行三間梁行式間之瓦葺
右発記企主当役座内平宣直并惣座中なり、委細願書諸入用等別帳ニ
悉ク有記、入用銀々壹貫八百貳拾六匁貳分九リ

右程入用

拜殿左右ニ舞台

左ハ座之砌用之右ハ雨歛献燈之節用之

禁條

一於当拜殿二天下御法度之趣并群人不宜会合堅停止之事

一年々御座神事雨悦叶願尊敬献燈之砌、為相用可知拜殿与者也

村司

天保六未九月

天保六年未始ル

一当村座中之内当人ニ相成候年二者座入として其年之九月十五日二氏

神江御十二燈御酒鏡朔日ニ引上ル、餅を上ケ座中下袴ニ而着座於拜

殿ニ御酒洗米戴之当家へ帰り、小豆餅汁膳浸し物ニ而御酒肴精進こ

んにやくいり付醤油牛蒡煮染斗其外未々ニ致迄一切奢無之様執行、

座中当人斗可有振舞定儀

一翌日御鏡餅開キ村中相配り候事

一亥年始ル座焼灯六張之油料、此度外嶋新開平蔵宛分此番当銀五匁貳

分内本米銀引残り銀年々当家へ相渡し候事、流作場ニ而是定規ニ不

相成、先如此附置候也、右者座入依勝手ニ無振舞為其替御鏡斗南鏡

壹片宮様江上候なり

一座中之外村中不抱大小当人二相成候年ハ株方へ銀三匁ツ、出銀致るべし、其年之宗門入用ニ可相成事

一 毎年十一月十五日御火焼之執行、右信敬主渋谷清右衛門平宣直此元銀百匁を株預ケ、此利六匁を以供物 十一月十一日伊勢講日ニ成、其日村中一日休日

式又まんづう 数六十

式又白もち 数六十

ミかん 数八十

小割木三束共買調右者座当家下袴ニ而太鼓鍵持参ニ而御火焼講与立会出勤致すべし、神前へ供物を備へ神前ニおゐて松小割木三束を壹度ニ組合七朝五ツ之頃焼付ニ火を清免附ケ、其火もへ仕舞迄村中子(小力) 供参詣太鼓を打神勇たるべき事

相濟候上

座中江まんづう式もち式ミかん三 〆七ツツ、配之、

村中不残まんづう もち ミかん式両品三〆五ツツ、配之、

十五以下之子供へまんもちミかん三ツツ、各々手渡之事

氏神 渋谷平四郎

前川平蔵

御火焼講 兵四郎

始り

天保六年未十一月十一日 権次郎

藤兵衛

右ハ讓家名此時ニ改号之

一 当村之住人男女共改名并当歳子宮参り之節右名前を記し候

大人男ハ 鳥目百銅

同 女ハ 鳥目五拾銅

小兒養子養女ハ 鳥目百銅

男女共宮参り子 鳥目三拾銅

右之通氏神へ上ケ調講内へ相届ケ可申調講ハ拜殿江張札致スべし、養子ハ披露目有御座迎も鳥目百銅披露目致したる、当人ニ而も名替前書之通入嫁者不及上ケ物調講ハ名承聞張札之事、右之上ケ物年々調講之神事献燈之余内ニ可相成候事、

改名張札年々正月廿日定、宮参り子ハ応其節ニ早々張札之事、

右之條々村方座中并二氏子中承知治定之事

天保六年 宮座中(印)

未九月

天下泰平武運長久鎮主万代日月清明風調雨順民間安国七難不來、村中家每安全永曆無災五穀豐饒父母孝養繁福米昌長寿順減如意吉祥円満奉禱者也

庄屋 清兵衛敬白

(印)

一 社内明細之書帳面七ヶ年自御地頭様寺社方江差上候事、写シ株方ニ有御座候也

天保七申年 奉額調心

伏原殿御真筆

渋谷五左衛門

平光幸

天保六年 渋谷久右衛門 (印)

平隆望

末年座当主 渋谷清左衛門 (印)

平宣直

渋谷清兵衛

平仲

前川九左衛門

右之外無座家

御詫 (託力) 宣之趣

忌服不浄之輩ハ不受信敬ヲ

御神前

心穢悪行之族ハ不及尊拜ニ

文政七年申九月迄者座当家自分ニ難有帳面認メ余リ猥ニ相成候ニ付、座中申合諸事書物等改帳箱共調へ、從是年曆書写シ可用之者也、震 (寢カ) 殿年号棟札之通り又宮中ニ毎々造営御札張有御座候通り記之ニ、如古例改書記

「 渋谷清右衛門尉平宣直 (印) 」

史料三 氏神拝殿普請新建入用記

(表紙)

「 天保六年乙未 城州綴喜郡佃庄

氏神拝殿普請新建入用記

上棟二月十一日 野尻村

座中

覚

一 拝殿 新建

一 燈籠 新二基

一 石鳥居 再建

右者大庄屋並

渋谷昌平

平宣道差配

(印)

奉拝殿新建、

天下泰平五穀成就氏子安全永曆無變

座中例顯名

渋谷五左衛門

(印) 渋谷久右衛門

渋谷清右衛門

渋谷清兵衛

九左衛門

發記渋谷清右衛門平宣直

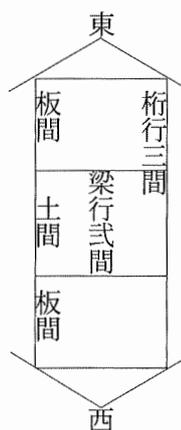
其年座当家渋谷五左衛門

大工 岩田村喜兵衛

村方人足触 下役文吉

御地頭様中井様願書写 乍恐以書付御願奉申上候

南入口



右絵面之通当村氏神拜殿是迄神事神祭等雨中之砌、甚難没仕候二付、

此度新規瓦葺二建立仕度候二付、御願奉申上候、御許容被為 成下候

ハ、大工方中井岡次郎様御役所へ為相願写シ奉御覽二入候、乍恐右

願之通御許容被為 成下候ハ、村方一統難有仕合ニ可奉存候以上

天保五年 西城州野尻村

午七月 年寄久右衛門印

庄屋清右衛門印

寺社

御奉行様

前文云前之通ニ御代官様へ願

新規瓦葺二建立仕度候二付、寺社御役所様江御願申上度、乍恐此段

御赦免被為 成下候ハ、村方一統難有 仕合可奉存候以上

年号

肝煎印

月日

庄屋印

仙石唯助様

磯崎才助様

京郡中井様 願之趣

乍恐奉伺候、

稻葉丹後守殿御領分

城州綴喜郡野尻村

氏神若宮八幡宮

南入口



右朱引絵図之通当社拜殿是迄神事神祭等雨中之砌、甚難没仕候二付、

此度新規二建立仕度候間、村役人方御地頭様へ御願被申上被遊御免候

二付、右細工私江相頼被申候間、細工可仕候哉、乍恐此段奉伺上候以

上

城州川西組

請負大工岩田村

天保五年

喜兵衛印

午十月

惣代

喜平次印

野尻村

庄屋 清右衛門印

年寄 久右衛門印

中井岡次郎様 式通上ル老通裏書

御役所二而下ル老通ハ役所へ納ル、

表絵図朱引之通可細工者也

午十一月中岡次印

此願書普請成就之上大工方へ可相渡、此通り写御地頭寺社御役所へ差

出し候事

乍恐御届ケ奉申上候

一先達而御願奉申上候氏神拜殿、此節出来仕候二付寺社御役所様江御

届申上度候二付、乍恐此段御赦免被為成下候様、御願奉申上候以上

天保六年 肝煎 久右衛門印

未六月 庄屋 清右衛門印

仙石唯助様

磯崎才助様

此趣寺社御役所へ上ル

御下役 有御見分

永代

禁條 庄屋清右衛門行■

一於当拜殿二天下御法度之趣并群人不宜会合堅停止之事

一年々御座神事雨悦叶願尊敬献灯之砌、為相用可知拜殿者也

天保六年 村用

未九月

新規二御火焼奉神樂

奉主 渋谷清右衛門宣直(印)

行年^⑬四十六才

御火焼講定名前

渋谷平四郎

天保六年(印) 平藏

未年方 吉四郎

権次郎

又五人 藤兵衛

毎年十一月十五日奉行者也

定

一当村之住人大人男女小兒并養子嫁取宮参り子二到迄改名、当社調講

江披露可有之右掛ケ札二張紙致し置候事、年々正月廿日定、宮参り

子ハ可応其時二

一御座之内当人二相成候年之九月十五日為座入可有振舞事

一村方座之外不抱大小当人二相成候年ハ銀三匁株方へ上納可致事、

右之通何連茂承知如件

天保六年未四月 庄屋清左衛門始

村方治定成

寄進之覺

一銀八匁 伏見田村氏

作子清右衛門妹

一同 佐古神村氏

流子清右衛門娘
 一同三拾貳匁 渋谷清右衛門
 酒壹升 上棟
 一同貳拾匁 渋谷清兵衛
 酒壹升 上棟
 一同八匁 渋谷久右衛門
 握飯三升 上棟
 一同四匁 渋谷五左衛門
 握飯三升 上棟
 一同八匁 渋谷平四郎
 煮染壹重 上棟
 一同八匁 九左衛門
 酒壹升 上棟
 一八匁 八兵衛
 酒壹升 上棟
 一銀四匁 平藏
 繩貳束
 煮染壹重小袖壹 上棟
 一同四匁 兵四郎
 煮染壹重 地搗
 一同四匁 三郎兵衛
 酒貳升 地搗
 丸小餅三升 上棟別獻

一同四匁 七兵衛
 握飯三升 地搗
 一同四匁 文藏
 握飯貳升 地搗
 一銀三匁 藤兵衛
 握飯貳升 上棟
 煮染壹重
 一錢貳百文 源四郎
 酒壹升 地搗
 一同貳百匁 藤次郎
 酒五合 上棟
 一酒壹升 上棟 西向寺^⑤
 一錢貳百文 下役文吉
 金^⑥壹兩貳步貳朱直段下り金遣有故
 此代百三匁三分五り
 銀^⑦貳拾三匁
 錢^⑧六百文此銀五匁五分
 惣^⑨百三拾壹匁八分七月七夕受取
 注^⑩文之覺 横大路
 平八
 四尺
 一枚本三間大三本 代拾貳匁
 壹六尺

一同次式間引割廿式本 代三拾五匆式分
 壹二尺
 一同丸 五本 代六匆
 三分五り才^①
 一粟式間四五四丁^② 代式拾八匆
 式分八り才
 一同老間半四丁 代式拾式匆四分
 八五尺
 一檜式間本藏引割三本 代式拾五匆五分
 一同藏式間 末共
 壹丈壹尺 四寸三分角拾本代八拾五匆
 六分尺
 一同老間壹寸角式十本 代拾式匆
 注文松木 大住林新藏
 一松五寸二五寸式分 七丁
 一同式間二四寸五分二三寸 式丁
 一同式間四五 式丁
 一同老間四三 四丁
 一同老間四五 壹丁
 一同老間四九 壹丁
 一同老間式寸角 四拾本
 一同老間式五末口六寸 四丁
 ■■■こ引^③

一同老間式六 式丁
 一同老間半式五二式 式拾四本
 一同 壹間 五拾四本
 一同老間四三 式丁
 一同老間四式 式丁
 一同老間三寸角 拾式本
 一同大×拾式丁 代拾式匆
 一同中×拾壹丁 代八匆八分
 一同末口八寸式間式本×四本 代拾四匆
 束口六寸老間半式本
 一松八分板五坪 代三拾壹匆
 式間引物 着三分才
 壹間引物 着式分八り才
 丸才 着壹分五り
 瓦注文 美の山^④瓦屋武兵衛
 一四拾匆 鬼板^⑤方棟足本共
 一拾式匆 隅上り^⑥かんふり^⑦廿四板
 一四方軒丸唐草 百拾枚
 一けらば丸唐草附 四拾枚
 此瓦四百五拾枚二成 三枚かけ
 棟
 一わりのしさんのし共^⑧ 廿壹枚六通 此瓦百式拾六枚
 棟

一丸のし 廿壹通裏表 此瓦四拾貳枚
 一南北ならべ通り拾六枚四十六通内四拾枚引
 引メ此瓦六百九十六枚
 一東西ならべ通り六枚貳拾四通
 此瓦百四拾四枚
 一四方すミならべ十四枚 八原
 此瓦百拾貳枚
 一棟かんぶり 貳拾壹枚
 一両破風のし 貳拾四枚
 一巴丸 六本
 瓦枚数千六百廿壹枚西(面カ) 戸八進上下ス
 此坪貳拾五坪三分貳厘八毛
 葺上ケ着之坪九匁五分がへ
 (印) 入用覚
 一百五拾六文 願書度数包紙
 水引代
 一壹分九り 又同断
 一百三十五文 願之節入用
 金貳分
 一三拾壹匁八分壹り 寺社下役御礼金
 一三拾壹匁八分壹り 壹朱壹片ツ、
 一貳拾五匁 寺社四軒支配四軒礼
 中井御役所願入用

一壹匁 神前桜木植直し代
 一貳拾匁 帳紙代
 一貳匁壹分五り 斧初大工へ祝義
 一貳百貳拾六匁壹分 横大路材木屋
 平八払
 一壹匁 斧初大工中飯
 右当家渡し
 一貳百四拾文 大工小屋掛ケ候節
 酒壹升代
 一拾四匁 竹七束代
 一拾四匁 貳間貳本 松丸木五本代
 壹間半三本 大住新蔵払
 一百八拾五匁三厘 同引物メ
 同人払
 一貳拾六匁八分貳り 同引物不足
 同人払
 一五貫貳百匁 伏見萩屋
 釘代払
 一壹貫貳百文 立山石舟ちん
 一貳分八り 包紙水引代
 貳朱
 一八匁 二月十一日 棟梁上棟祝義
 壹朱

一四匁	同人酒肴料		
一壹貫五百文	脇大工五人江三百文ツ、祝義		利兵衛伊三郎へ渡
一六分九リ	大ふとそうり扇子幣紙共上棟入用代	一貳匁八分	外壹匁祝義利兵衛へ増 巻紙諸紙
一三匁六分	大工上棟一飯代賄当家へ渡ス		代品々
一壹匁五分	白米貳升	二月	
	石搗之節不足米入用	一三匁五分貳リ	貳百貳拾匁控へ銀十二月正月
	右当家渡シ	二ヶ月分年八朱利足	
一百拾壹匁壹分	法石屋石代払	一百三十貳文	筵不足五枚代
一四匁	板舟ちん	一貳拾三匁四分	大住林新藏
一三拾六匁七分貳リ	午暮頼母子貳枚	一壹匁四分	木代役払ニノ
一百貳匁貳分	板代メ 田原払	一百八拾文	瓦葺飯代壹人 上棟かます七枚代
内五十五匁貳分	四分拾四間	一三分	瓦葺へ出ス
四十七匁	六分拾間	一三分	酒壹升代
一貳百五拾九匁	大工手間飯代共	一貳匁四分	青竹貳本代
一貳百七拾文	酒壹升五合上棟		清右衛門払
	買たし		先かし之分三百匁余
一八匁四分	石すへ人手伝		二分分壹ヶ月控銀
一六匁	貳人飯代共	一九分	年八朱利足
	瓦屋根葺貳人	一百文	宮へうへ木代
	棟包祝義		薦藁貳枚代
壹朱壹			平藏へ渡
一四匁	瓦屋棟包祝義	一三百文	下役文吉心附遣
一拾六匁	屋根葺五人代		

一三四四分 先かし五百十四匁

三月分壹ヶ月

年八朱利足

一壹匁 横大路材木屋

一飯飯代

一貳百九拾貳匁六分貳り 瓦屋払

小以銀ノ壹貫四百四拾五匁七分八り

錢ノ拾貫四百四十五文

此銀九拾六匁壹分一り

(印) 合壹貫五百四拾壹匁八分九り

内八百九拾匁貳分 四月迄入銀ノ

引残六百五拾壹匁六分九り清右衛門控

右四月朔日改

七月払

一六分 大工飯代付落

一五匁 瓦葺五人飯代

当家渡

一五匁五分五り はりがね代

ミツ吉十払

一壹貫三百三拾三文 同人釘代払

一貳拾四匁 古雨覆拜殿

白土塗手間諸色

渡し銀

一九匁八分四り

同荒塗中塗すき²⁸

佐官手間式人飯代共

一六匁文

むしろ廿枚代

薪市殿ばらい²⁹

一拾三匁壹分壹り

六百五十匁余四月ノ

六月迄三ヶ月年八利足

一五匁五分五り

大工入壹人半飯代共

一五匁

長押木代

大喜払

一六匁四分

瓦座八本代

同人払

一貳匁三分

三枚盃神祓本

釘葺代共

一貳百文

竹壹束代

清兵衛払

一貳百文

瓦屋余内遣

一百貳拾六匁壹分六り

繁戸共³⁰

戸八枚代

一拾五匁貳分

地方四軒寺社供

一拾六匁

右五人三匁包壹ツツ、

一五拾六匁

寺社四軒礼

一七三分三り

寺社下役見分礼

右二付紙水引代

一貳匁 上ツヤ弥七半人^⑧

飯代共遣

一八匁 大喜江心附

一七分五り くらゝ座金^⑨

弍ツ代

一拾壹匁壹分 大工入三人

飯代共払

小以銀^⑩三百拾三匁貳分九り

銀^⑪貳貫三百三十三文

此銀貳拾壹匁四分八り

(印) 合三百三拾四匁七分七り

六百五拾壹匁六分九り 四月迄

清右衛門控

〆九百八拾六匁四分六里

内五百匁 清兵衛借入

百三拾壹匁八分 寄進金入

引残三百五拾四匁六分六り

内廿七匁六分五り 枯木代入

引^⑫三百貳拾七匁壹り清右衛門控

(印) 拜殿惣入用銀^⑬

壹貫八百貳拾六匁貳分九里

外二六匁七分六り 出物有

又四十匁四分三り 普請之外物有

又貳拾貳匁七り 普請中年八朱割

控銀利足

(印) 合壹貫八百九拾六匁五分五り

内 入銀覺

午冬

九拾貳匁七分七り 巳浜代開キ麦年貢

三年分寄進壹年分

清右衛門預り出

同

貳匁壹分壹り 右銀半年年八米

利足出

同

八拾壹匁八分三り 巳年貢尻宮枯木代

清右衛門預り出

同

百拾匁 寺へ貸銀

清右衛門を控へ入

同

六匁六分 同巳年利足

同

貳百九十三匁三分 九左衛門預り

利足共入

同

九拾七匁貳分

午年浜代開

麥年貢代入

同

拾四匁六分壹り

午年貢尻入

同

貳拾六匁七分

午年穀年貢

銀入

同

八匁三分貳り

御地頭へ上ヶけらくも

いなゝ村中へ出代被下銀

正月

百五拾匁

いせこ借り入銀

三月

貳匁七分六り

大工小屋古置代

三百文清右衛門へ入

五月

四匁

余木代久右衛門へ入

(印) 〆八百九拾匁貳分四月朔日迄入

七月

百三拾壹匁八分

村中皆 寄進金入

同

貳拾七匁六分五り

枯木代

新蔵へ入

惣入銀

寄〆壹貫貳拾九匁六分五里 (印)

引残八百四拾六匁九分不足銀

(印)

右者天保五年帳面勘定二

相写候事

借用銀覚

年六³⁵正月へ

一百五拾匁

いせこ借入 (印)

七月へ 年八³⁶

一五百匁

清兵衛借入

七月へ 年八

一三百貳拾七匁壹り 清右衛門控銀

〆九百七拾七匁壹り 不足

(印)

内

未浜代麥年貢頼母子式役有、

凡三百七八拾匁借銀二成也、

右者天保五年

勘定帳面相写ル者也、

普請中浜上ヶ、

大工小屋掛ヶ出来迄

村中 無人足

一壺軒前 藁六束ツ、

一繩 式把ツ、

一古筵 壺枚ツ、

都合拾五軒分也

未正月元旦慶賀 鋤星物

曙やあらに森の初鷹

同未七月二日

寺社出来御見分献立

肝煎人足三人二日朝浜迎加籠

無兩掛⁽³⁷⁾ 先^レ供吉人

送り人足同断 為替遣ふ事

御酒

小鉢 小いも 串貝 さゝき

煮付 煮付 志たし

大こんば

志たし

硯蓋 かまほこ 鯉 いろ酒

志いたけ 作り身

色生か うり

氷豆腐

半玉子

鯉 いろり付鉢 吸もの 鯉 赤味噌

ミヤうか

大平 うなぎ 水鉢 もゝ

かばやき りんご

膳部

猪口うり 汁 ミそ

もミ くじら

たて 青ミ

菓子椀 内 香の物 たくあん

しいたけ ならづけ

かまほこ

麩

つまみな 飯

焼もの うなぎ

御条干菓子

勝手跡仕舞

平 なす 汁豆腐

ざこ すまし

焼もの 飛魚

右者株中 昼迄人足式人

見分諸造用

株手伝也、

礼金ハ宮様方出ル也、

右之通相違無御座候、帳面委細書記如件

未七月廿日

諸勘定渋谷清右衛門(印)

此後者

年々勘定帳

無間違相写候者也

氏神有物記

一社内 除地林

壹ヶ所

一座当田 壹ヶ所

一御座 五軒

并調講 御燈明世話請取

次二御火焼講 五軒

一氏子 拾五軒

一本社石燈籠 貳本

一本社御殿 壹館

一雨覆 壹除

一脇殿高良大明神 壹社

又 金王麿社

一鰐口 壹釣

一石鳥居 壹建

一太神宮 石燈籠³⁹壹本

一八幡宮 同壹本

一拝殿 壹殿

額式面渋谷清右衛門記

一愛宕山 石燈籠壹本

一石地藏尊 雨除壹閣

一銅湯釜ふた共 壹

渋谷清右衛門³⁹の献又

一へつ³⁹ 壹

一手桶 杓共 壹

一塵取 壹

一座建焼灯 三対

外二調講焼灯拾本 箱入

一錫御酒入 壹対 箱入

一神幕御紋附 一掛 箱入

一御膳三宝 三膳 箱入

箱入土器共

渋谷清右衛門³⁹の献

一神折敷 貳枚

土器共

渋谷清右衛門³⁹の献

一頂盃 貳枚

箱入

一藁薦 貳間続貳枚

其外献額有

一帳箱

壹

諸書物入

右之通書記相違無御座、後々ニ相調候物者、猶又附置失念無之様可取調者也

天保六年

未五月

綴喜郡野尻村

佃庄

座中(印)

棟札先例上ケ書面之通也、頼母子二枚落銀天保五年帳面ニ有、寺社御

見分造用

未七月二日

株手伝凡書留

一 人足

四人

一三匁三分

くわし青もの代

一壹匁八分

醤油なすび

一百四文

とふ婦代^④

一拾三匁

こい代

一三匁五分

白米五升

一五匁八分六り

上下酒三升五合代

一廿三匁七分

うなき

諸魚代

一三匁

炭薪茶代

人足之外五拾五六匁也

右者拝殿出来見分相済

当時調講連名

渋谷平四郎

渋谷粮蔵

渋谷省吾

渋谷五左衛門

前川市之助

七右衛門

年々度々御燈明料寄銭

本役 三拾弍文

半役 拾六文

又半 八文

以此錢油御酒相調献ス先例也

一嘉永二年酉三月

石燈籠二基新建

此代惣入用 八百八拾八匁

内 四百十三匁九分三り口々寄進入

四百七十四匁七り 不足

諸魚代

等分ニスルト

壹基ト

壹基二三拾勿七り不足也

嘉永七年寅六月

大地震⁽¹⁾ニ而石鳥居折

再建之訳勘定帳ニ有

(裏表紙)

「 諸入用取引控発記

渋谷清右衛門(印)

平宣(花押)

史料四 氏神祭礼定常例記

(表紙)

「 嘉永五年

氏神

祭礼定常例記

子

九月朔日 野尻村

座中

覚

一此度氏神領内南通り道際ニ春以来石垣隔を越来、猶又氏神修覆料為諸入用等村中申合夫々分限相応之額付之頼母を企相調候事

一当七月廿一日大風雨ニ而大洪水諸方数多堤切ニ而水入ニ相成候処、於大住村岩田村野尻村此三ヶ村ハ何之聊茂水難憂を遁れし茂、氏神并諸神仏之全依御恵ニニ村中安全に暮せし茂、実ニ難有仕合与心内何連茂大悦ニ奉存、右ニ付七月廿五日満悦之休日ニ而株方氏神江御酒御百燈を上ケ村中之内茂夫々有心之輩者御酒煮染浸し之類志之事、渋谷昌平渋谷省吾ハ其由余分ニ相成候故、以右心を新ニ高良金王社之神殿を修献す、于時嘉永三年ハ渋谷五左衛門甚以及零落休座ニ断有之、座内茂人少ニ相成候故依之右五左衛門為代座渋谷平四郎自今年入座、渋谷廣右衛門ハ去ル卯年ハ入座与相加ヘ候事

一先年ハ座中之内始而袖入之節ハ、金五拾足献納ニ定有之前定之事
一此度右平四郎ハ其外ニ為座入、九月朔日ニ御鏡餅御酒洗米御拾式燈御膳を上ケ、又御酒之間味精進ニ而煮染浸し之類於神前ニ座中上下ニ而例如座戴盃退席帰宅之事料理為振舞料ト金五拾足出封之事、是宮様ニ献す

一当年之当家ハ渋谷休右衛門夫方廻り勤ニ而、去ル卯年当家平四郎之勤之節ハ右廣右衛門入座、猶廻り勤ニ而、去ル未年渋谷廣右衛門当家相勤可申候由定之事、
是迄ハ座勤料三拾五勿ニ落葉代從当年 五拾勿落葉代共定之也、
右之條々座中江改者如件

山城国綴喜郡佃庄

野尻村座中(印)

嘉永五年 渋谷昌平宣直

子 渋谷省吾成章

八月十五日 渋谷休右衛門

渋谷平四郎

渋谷廣右衛門宣言

前川九左衛門

都合六斬二定ム者也

右末代之規矩ニ可殘書記者也

本社六張

兩社貳張 渋谷昌平(印)

前々々八張

桃灯張替ハ宮様遊金(印)よりト定

当子年座勤料そうじ料七升代、銀五拾匁ニ八百文落葉代、外ニ銀六

匁桃灯燈料箱有銀過八年八朱之以利足年々座当家へ預り、又年限二次

座江可相渡事

(裏表紙)

「 (印) 」

註

- (1) 神仏の分霊を請じ迎えてまつること。
- (2) 人民。
- (3) 藁で織った敷物。
- (4) 神祭用具。白色または金銀・五色の紙を幣串にはさんだもの。
- (5) 神仏へのお供えや灯明代などに、一二文を神に包んで出したもの。一二銅。または提灯。
- (6) 色付けした生姜。紅生姜のことか。
- (7) 献上金のこと。
- (8) 大庄屋並の格式があるということ。
- (9) とりさばくこと。指図すること。
- (10) 大工頭。
- (11) 淀藩第一〇代藩主稲葉正守。
- (12) わきまえるの意か。
- (13) これまで生きてきた歳。年齢。
- (14) 現京都府久御山町佐古。ほぼ中央に若宮八幡宮がある。
- (15) 今里村（現京都府長岡京市今里・柴の里・野添・一文橋・うぐいす台）にある西山浄土宗の寺。
- (16) 現京都府京都市伏見区横大路。村の南部を宇治川が流れる。
- (17) 木材の単位。一寸角で一間の長さを一才とする。
- (18) 栗の単位か。
- (19) 木引き。木をのこぎりなどでひくこと。
- (20) 美濃山。八幡南端の丘陵部。延享四年（一七四七）より瓦が焼かれる。美濃山瓦の販路は山周辺十一カ村と、木津川東岸の佐山組八カ村、美濃山を加えて二〇カ村だった。
- (21) 鬼瓦の代わりに使う木製の棟飾り。
- (22) 雁振瓦。屋根の棟の最上部に乗せる瓦。
- (23) わりのし瓦、さんのし瓦。のし瓦（屋根の棟、冠瓦の下に積む瓦）のこと。わり

- のしは割ったのし瓦。さんのしは棧瓦葺用の瓦のことか。
- (24) 竜山（現兵庫県高砂市のほぼ中央部、法華山谷川右岸にある）のことか。山から採掘される石は竜山石と呼ばれ、流紋岩質凝灰岩から成り、加工しやすい。古くから家屋の基石、敷石、河川の護岸など各種の用材として採取された。
- (25) 大工七〇人分。
- (26) 藁むしろを二つ折りにして作った袋。
- (27) 現在の京都府京都市伏見区美豆。
- (28) 壁土にませて亀裂を防ぐつなぎとするもの。
- (29) 現京都府京田辺市新外島か。
- (30) 柱に水平に打ちつけて柱を連結する横木。
- (31) 軒の敷平瓦をうけるため、野地または茅負にのせた細長い材木。
- (32) 棧の細かいたて戸。
- (33) 半人前。もしくは半日分。
- (34) くるることか。扉の端の上下に付けた突起をかまちの穴に差し込んで開閉させるための装置。
- (35) 一年借りて六%の利子がつく。
- (36) 一年借りて八%の利子がつく。
- (37) 行李の一種。
- (38) 文化遺産叢書四集九八頁の④「太神宮」の燈籠と思われる。
- (39) かまどのこと。
- (40) 「とくふ婦」とは豆腐のこと。
- (41) 嘉永七年（一八五四）六月の大地震。
- (42) 現京都府八幡市田辺町。木津川まで続く低平な水田地帯。
- (43) 現京都府八幡市岩田。八幡の東南角を占め、東は木津川、南は大住村、北は野尻村、西は古宮の地で内里村と接する。
- (44) 余っているお金。

表紙の解説

	1 2 3
5	4
(裏)	(表)

- 1 青谷の梅林
- 2 平川の茶摘み
- 3 平井神社の子供相撲
- 4 久世神社社殿
- 5 花しょうぶ畑（花しょうぶは城陽市の市花）



京都府立大学文化遺産叢書 第6集

城陽市域の地域文化遺産

—神社・街道の文化遺産と景観—

編集 菱田 哲郎

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5

発行日 2013年3月11日

印刷 株式会社 双林印刷社

〒601-8106 京都市南区新千本通十条下ル
